

社会福祉法人明徳舎

役員及び評議員、評議員選任・解任委員等の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人明徳舎(以下「当法人」という。)定款第8条、第22条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員等(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用について定めるものとする。

(役員等の出席報酬等)

第2条 役員等が理事会、評議員会及び評議員解任・選任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて当法人の業務を行った場合であっても第3条及び第4条の報酬及び実費費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬)

第3条 役員等が理事会以外の日において当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費費用弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が当法人業務のために出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する職員は、この規則を適用しない。

(報酬の支払い方法)

第 7 条 報酬の支払い方法は、原則その都度現金支払いするものとする。

(改正)

第 8 条 本規則の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規則は、平成 30 年 2 月 27 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1(日額)

名 称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会、評議員会、評議員 選任・解任委員会出席報酬 等	無報酬	2,000 円

別表 2(日額)

報酬(日額)	旅 費	宿泊費	その他
無報酬	実費	実費	実費